

市町村合併と基礎的自治体のあり方等について

平成15年2月28日

全 国 町 村 会

1. 合併について

- ① 現在の合併特例法のもとでも、関係市町村の自主的判断で行われるべきは当然であり、強制されるべきではない。
- ② 現行特例法の期限切れ(平成17年3月)後も、人口規模を問わず市町村の自主的な合併は有り得るわけであり、その際合併に伴う特別な行財政需要はでてくるので、一定の特例措置を講ずる必要はあると考える。
- ③ 人口××未満の市町村を強制編入合併させるような措置(西尾私案にいう内部団体移行論)は絶対にとるべきではない。どうしても「内部団体移行論」を制度化したいというのであれば、強制的・自動的な移行ではなく、希望する市町村が選択出来る仕組みにすべきである。

2. 基礎的自治体のあり方について

(基本的な考え方)

- ① 人口規模の如何にかかわらず、全ての市町村は基礎的自治体(普通地方公共団体)として位置付けるべきである。
- ② 人口規模だけでなく、経済的社会的な状況の相違(連たん戸数等)を勘案して定められている市町村の区分は現行どおりとし、国土の多様性に応じた多様な市町村で国土を形成すべきである。

(地方分権の受け皿づくりについて)

- 人口一定以上の基礎的自治体が揃わなければ、地方分権が進まないとは思わない。権限、財源の移譲に一定以上の人口規模が必要であるのなら、合併を待つまでもなく現在のそのような人口規模の大きい自治体に権限等の移譲を進めるべきである。

(事務処理権限について)

- ① 基礎的自治体としての市町村は、住民生活に密接に関連する公共サービスを執行する責任を有しており、これらが実施できるよう権限と財源を付与すべきである。
- ② 「公共サービス」の範囲を見直す必要はあると考えるが、その際には、ナショナルミニマムのあり方、法令による義務づけのあり方、財政措置のあり方等と関連して十分な議論を行う必要がある。

(小規模市町村について)

- ① 大半が農山漁村である小規模市町村のこれまで果たしてきた国土の保全などの重要な役割を認識すべきであるし、厳しい財政状況下にあっても、知恵と工夫をこらしながら行財政改革等様々な課題に取り組んでいる現状を認識して欲しい。
- ② 財政事情が厳しいからといって、小規模市町村に対してペナルティ的な措置を講じても解決にはならない。小規模市町村をねらい打ちしたような措置を講ずべきではなく、痛みは、平等に分担すべきである。
- ③ 小規模市町村が今後とも、より知恵と工夫をこらした行財政運営を行うためにも、国の一律基準、規制は廃止・緩和されるべきである。

(広域行政のあり方について)

- 広域行政は、合併だけを唯一の手段とすることなく、地域の実情に応じて様々な対応がとれるような方途を講じておく必要がある。現在の制度に加え、広域連合制度をより徹底した「市町村連合」的なものの制度化を検討すべきである。(別紙)

(住民自治の充実強化について)

- 住民自治の充実・強化を図る観点から、「地域自治組織」の制度化も検討すべきである。具体的な内容については、設置の是非を含め市町村の条例で定めるようにすべきである。(別紙)

3. 地方税財政のあり方について

- ① 三位一体の改革を進め、将来の地方税財政の姿を早急に示すべきである。
- ② 国庫補助負担金の整理合理化が単に国の負担軽減にとどまり、また地方への負担転嫁をもたらすようなものであってはならない。
- ③ 税源移譲の検討に当たっては、人口が少なく課税客体に乏しい町村の実情に配慮すべきである。
- ④ 税源移譲があっても税源偏在の問題が残るので、地方交付税のもつ財政調整機能、財源保障機能は一層重要となる。両機能を堅持するとともに、町村が人口に比べ広い面積を有し、国土保全等に重要な役割を果たしている等、その実態を反映した財政需要の算定を行うべきである。

(別紙)

市町村連合(仮称)等の創設について

平成15年2月28日

全 国 町 村 会

I. 市町村連合（仮称）について

1. 団体の性格

市町村が規約によって設立することができる特別地方公共団体とする。

2. 組織

(1)連合の長

・ 構成市町村の住民（選挙人）の投票により直接選挙する。

(2)連合の議会

・ 選任方法、定数等は規約で定める。

3. 事務事業

- ・ 連合が実施処理する事務事業の種類や範囲は、連合議会で決定する。
- ・ 国や都道府県等から事務権限を直接受けることができることとする。

4. 財政

- ・ 必要な経費は構成市町村の負担金や国等の補助金などでまかなうこととし、負担方法等は連合議会で決定する。
- ・ 一定の課税権を認めることを検討する。

II. 地域自治組織について

1. 性格

市町村内部の一定の地域を単位とする任意的な自治組織とする。

2. 組織

地域の単位（旧町村、小学校区など）、組織の編成、権能、運営方法等は、各市町村の条例に委ねる。